

令和 2 年第 5 回

各務原市議会定例会議案

令和 2 年 8 月 2 7 日

目

次

認第 1 号	令和元年度各務原市一般会計決算の認定について	1 頁
認第 2 号	令和元年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	2 頁
認第 3 号	令和元年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について	3 頁
認第 4 号	令和元年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	4 頁
認第 5 号	令和元年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について	5 頁
認第 6 号	令和元年度各務原市水道事業会計決算の認定について	6 頁
議第 6 2 号	令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議第 6 3 号	令和 2 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 6 4 号	各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	7 頁
議第 6 5 号	各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について	9 頁
議第 6 6 号	令和元年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	1 1 頁
議第 6 7 号	市道路線の認定について（市道鵜 1 4 0 9 号線ほか 1 路線）	1 2 頁
議第 6 8 号	市道路線の廃止及び認定について（市道各 3 号線ほか 1 路線）	1 5 頁
議第 6 9 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 5 4 号線）	1 8 頁
議第 7 0 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 4 8 3 号線）	2 1 頁
議第 7 1 号	市道路線の廃止について（市道鵜 2 7 5 号線）	2 4 頁
議第 7 2 号	各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 6 頁
議第 7 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 8 頁
議第 7 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 0 頁
議第 7 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 2 頁
議第 7 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 4 頁
議第 7 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 6 頁

認第1号

令和元年度各務原市一般会計決算の認定について

令和元年度各務原市一般会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第2号

令和元年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和元年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第3号

令和元年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和元年度各務原市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第4号

令和元年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和元年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第5号

令和元年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について

令和元年度各務原市下水道事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第6号

令和元年度各務原市水道事業会計決算の認定について

令和元年度各務原市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第64号

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定居宅介護支援事業所の管理者に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「附則第2項において」を「以下」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「間は」とあるのは「間、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議第 6 5 号

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 8 月 2 7 日 提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

各務山の前町地区地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

各務山の前町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された各務山の前町地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2の1中第10号を第12号とし、同表の1第9号中「、ゲームセンター、カラオケボックス」を削り、同号を同表の1第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

（11）カラオケボックスその他これに類するもの

別表第2の1中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）幼保連携型認定こども園

別表第2の2全域の部用途の制限の項第8号中「ゲームセンター、」を削り、「これら」を「これ」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）幼保連携型認定こども園

別表第2に次のように加える。

5 各務山の前町地区地区整備計画区域

区 域	制 限	
全域	用途の制限	(1) 法別表第2(る)項に掲げる建築物 (2) 住宅 (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 共同住宅 (5) 畜舎 (6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (9) カラオケボックスその他これに類するもの

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議第 6 6 号

令和元年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金 7 8 6 , 4 3 1 , 5 4 5 円のうち、5 6 1 , 8 7 2 , 6 7 5 円を資本金に組み入れ、2 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 6 7 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

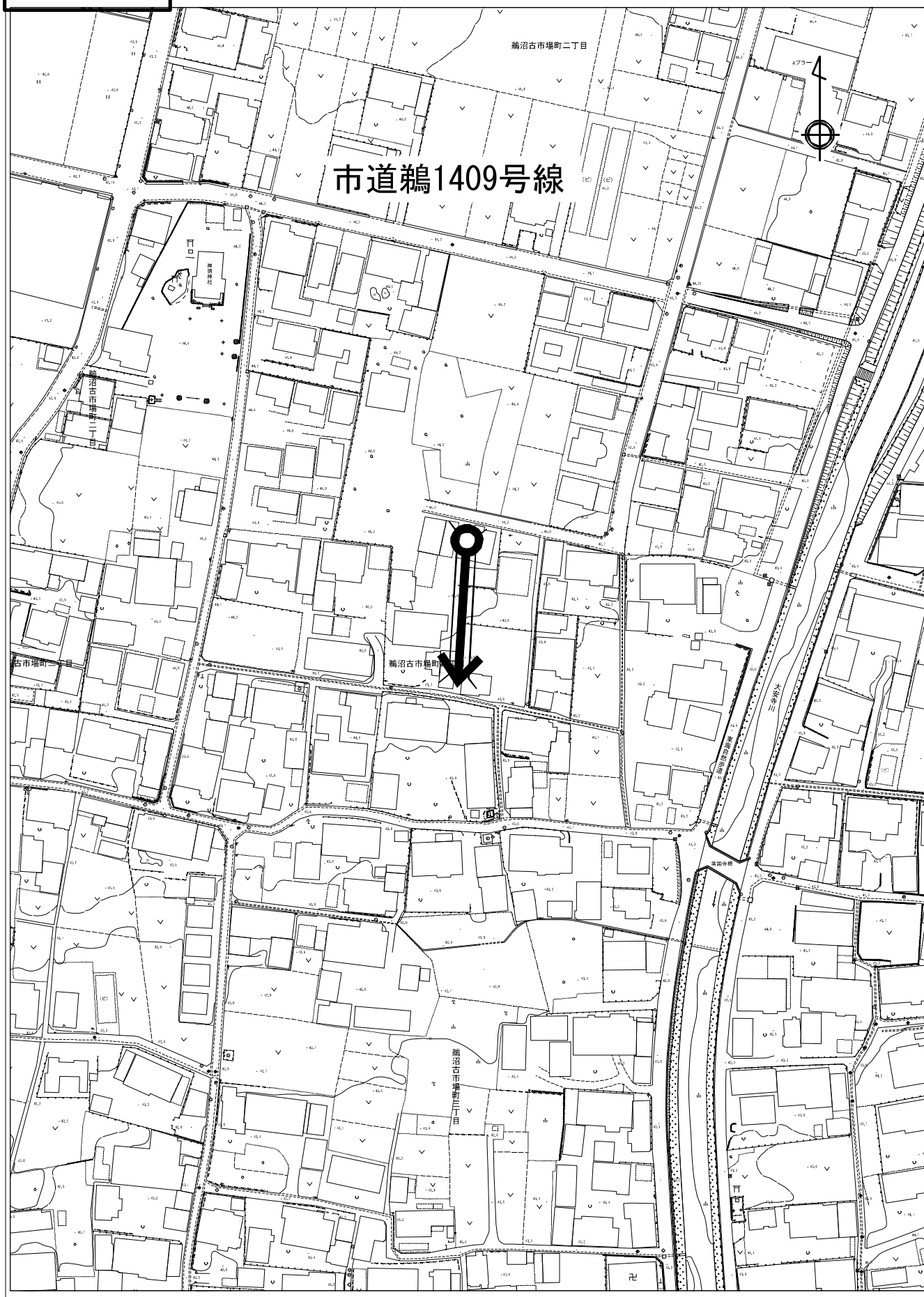
令和 2 年 8 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

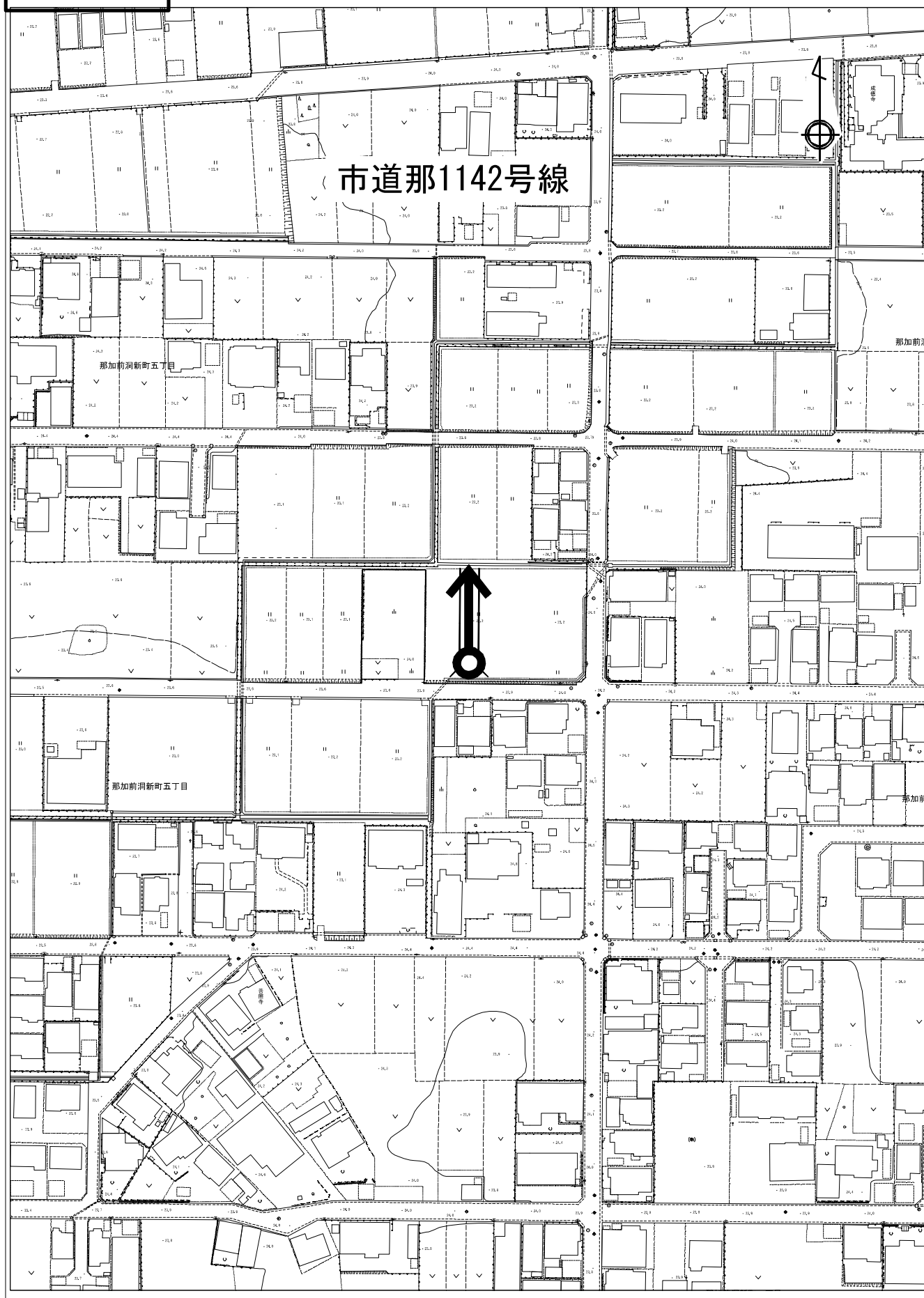
路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 0 9 号線	各務原市鵜沼古市場町 2 丁目 2 0 8 番 8 地先から	
	各務原市鵜沼古市場町 2 丁目 2 1 1 番 1 地先まで	
市道 那 1 1 4 2 号線	各務原市那加前洞新町 5 丁目 1 0 3 番 2 地先から	
	各務原市那加前洞新町 5 丁目 1 0 3 番 1 地先まで	



資料

市道認定路線図

1:1500



議第68号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

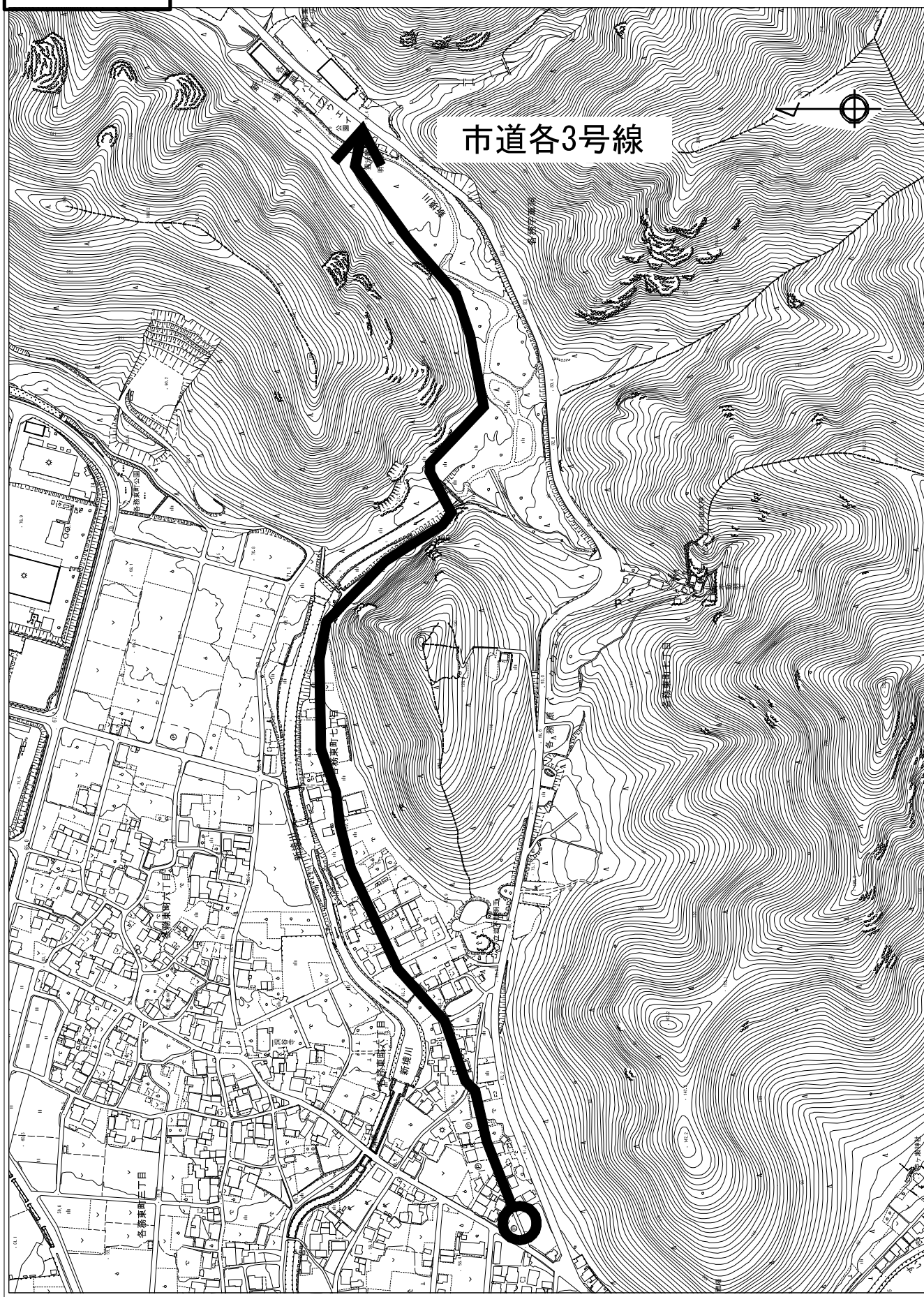
洞橋1の撤去に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

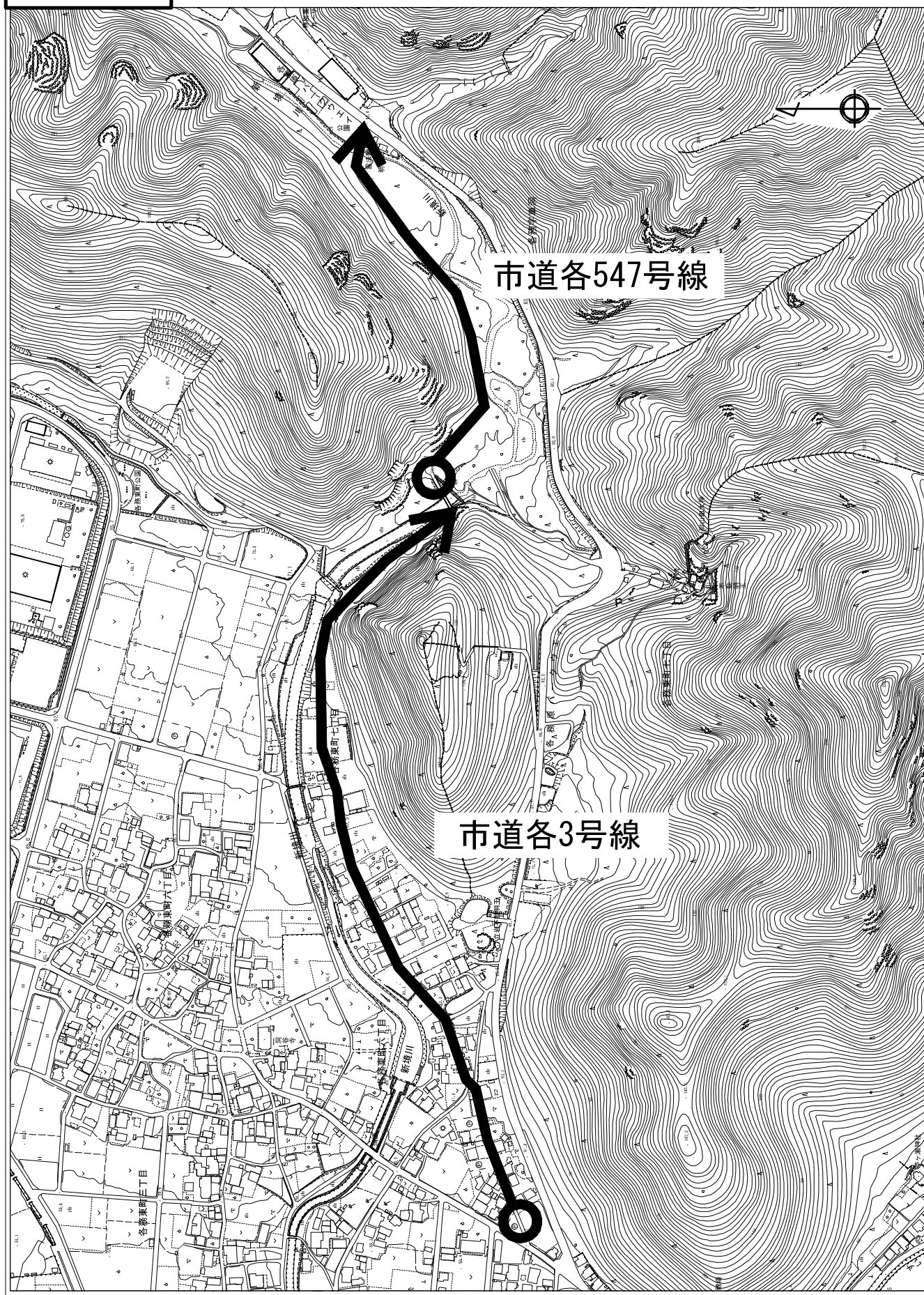
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 各 3号線	各務原市各務東町7丁目41番1 地先から	
	各務原市各務字車洞6803番3 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 各 3号線	各務原市各務東町7丁目41番1 地先から	
	各務原市各務東町7丁目232番2 地先まで	
市道 各547号線	各務原市各務字車洞6815番2 地先から	
	各務原市各務字車洞6803番3 地先まで	





議第69号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

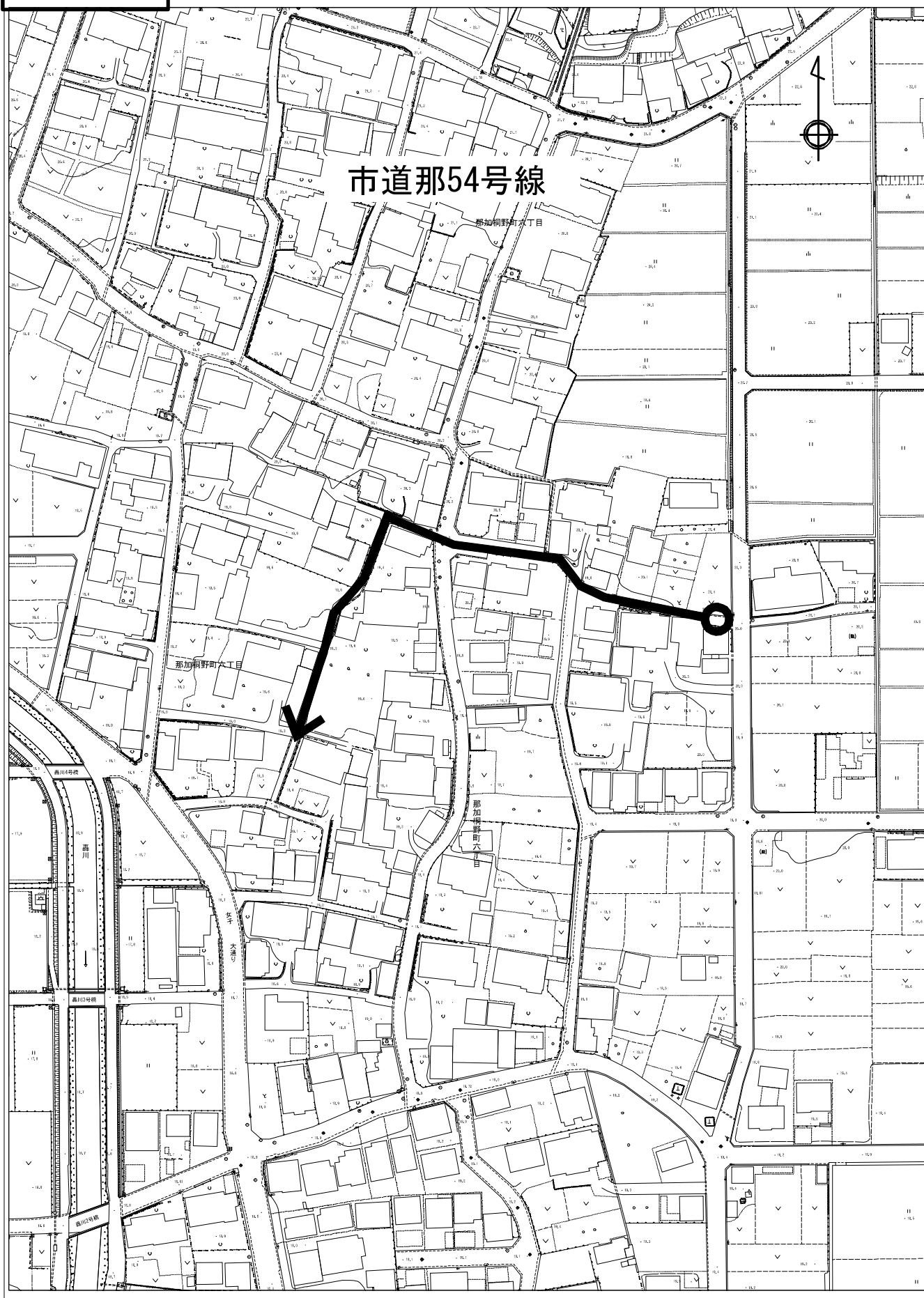
道路改良事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

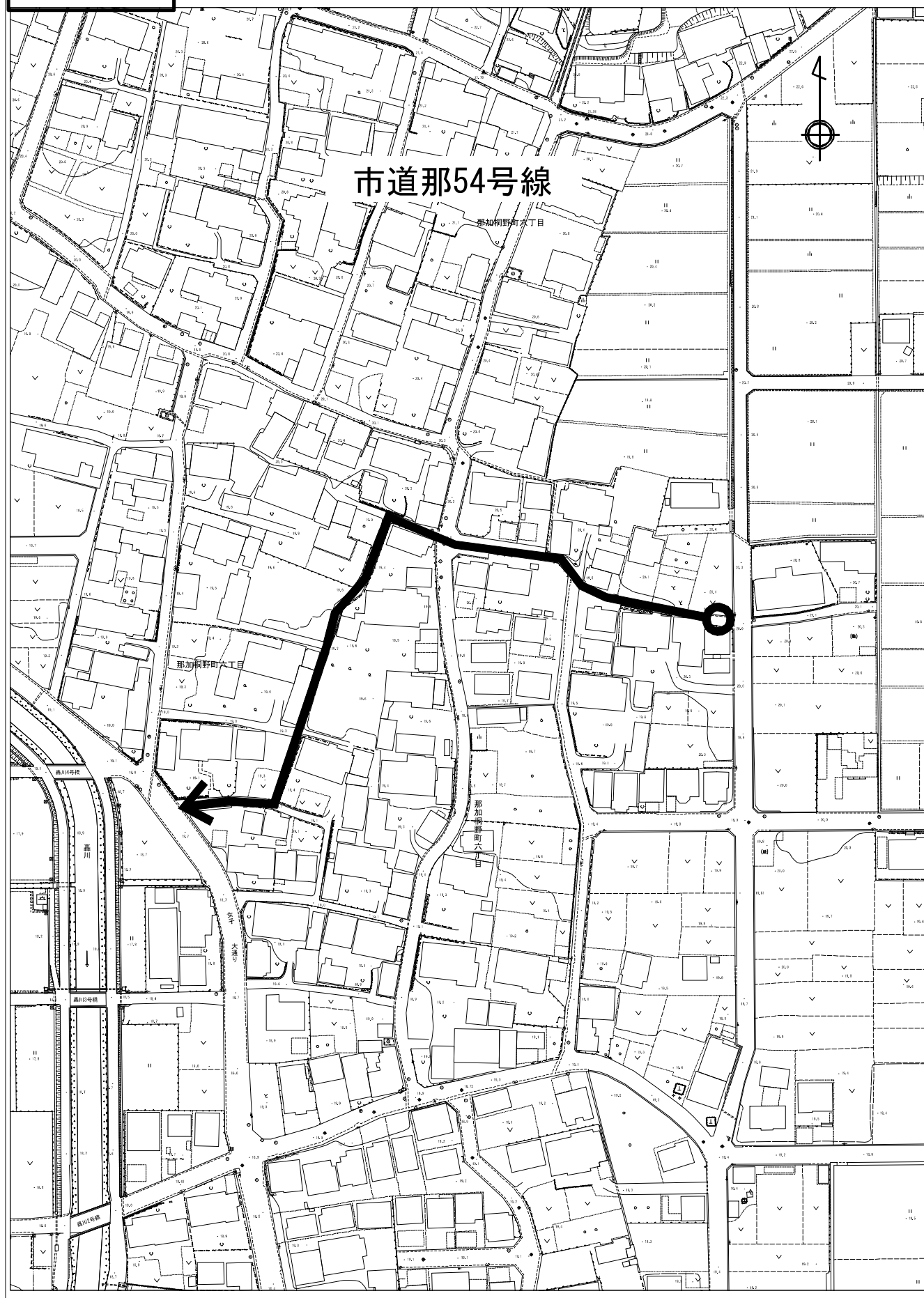
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那54号線	各務原市那加桐野町6丁目83番 地先から	
	各務原市那加桐野町6丁目139番 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那54号線	各務原市那加桐野町6丁目83番 地先から	
	各務原市那加桐野町6丁目142番 地先まで	





議第 70 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和 2 年 8 月 27 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

一部を道路の用に供していない市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 4 8 3 号線	各務原市那加栄町 1 1 番 地先から	
	各務原市那加吾妻町 3 2 番 地先まで	

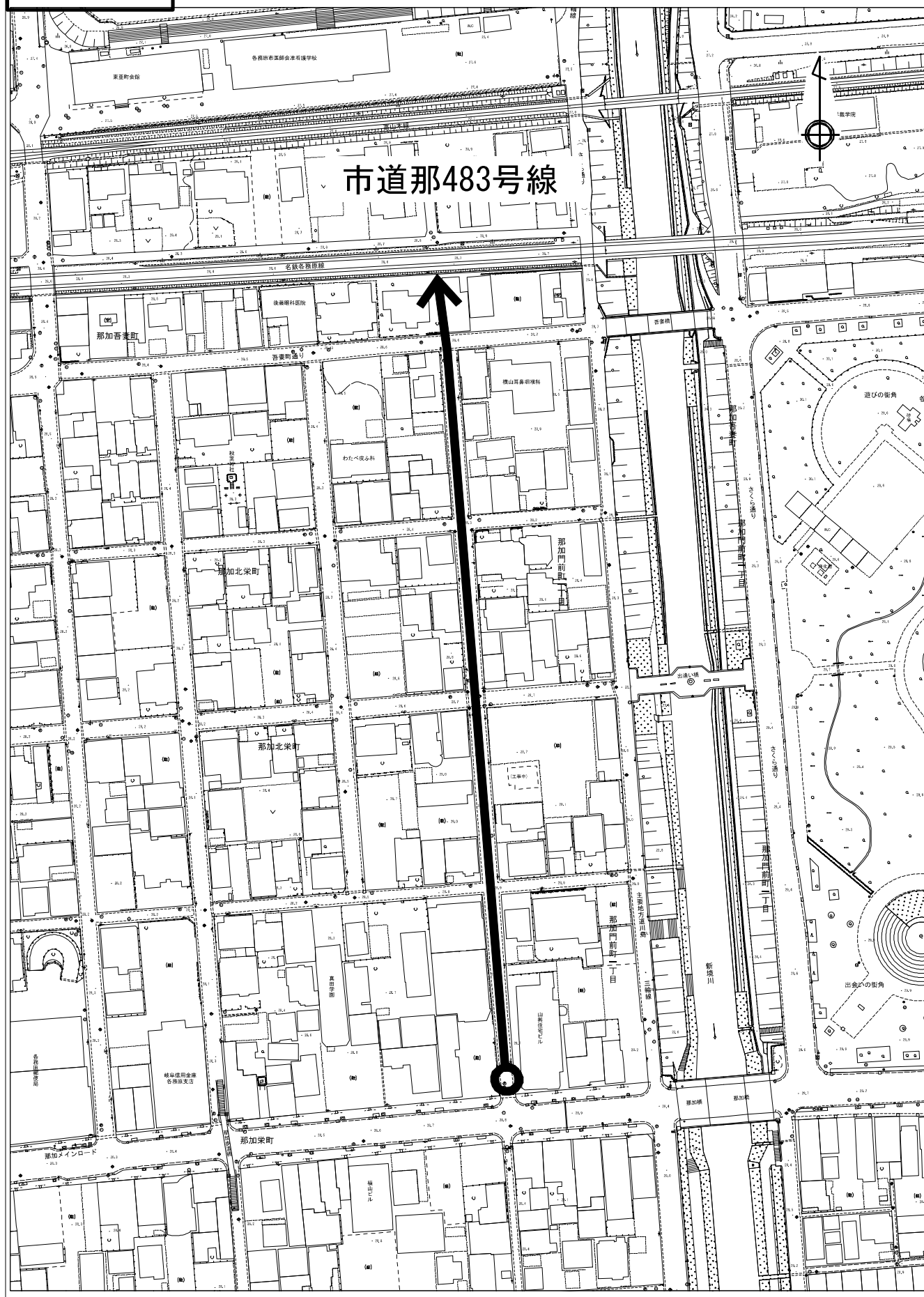
2 認定路線

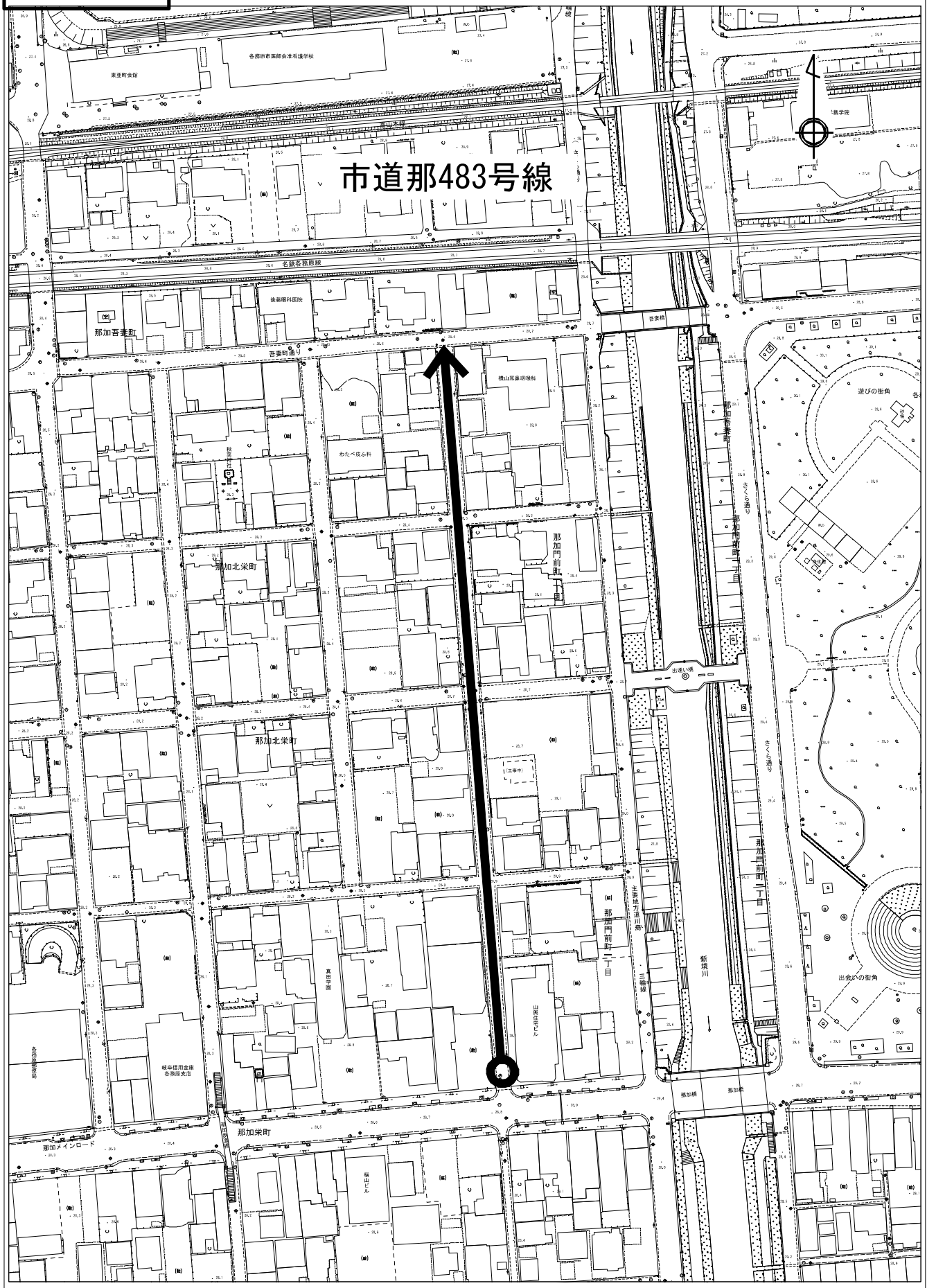
路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 4 8 3 号線	各務原市那加栄町 1 1 番 地先から	
	各務原市那加吾妻町 7 6 番 地先まで	

資料

市道廃止路線図

1:1500





議第 7 1 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止するものとする。

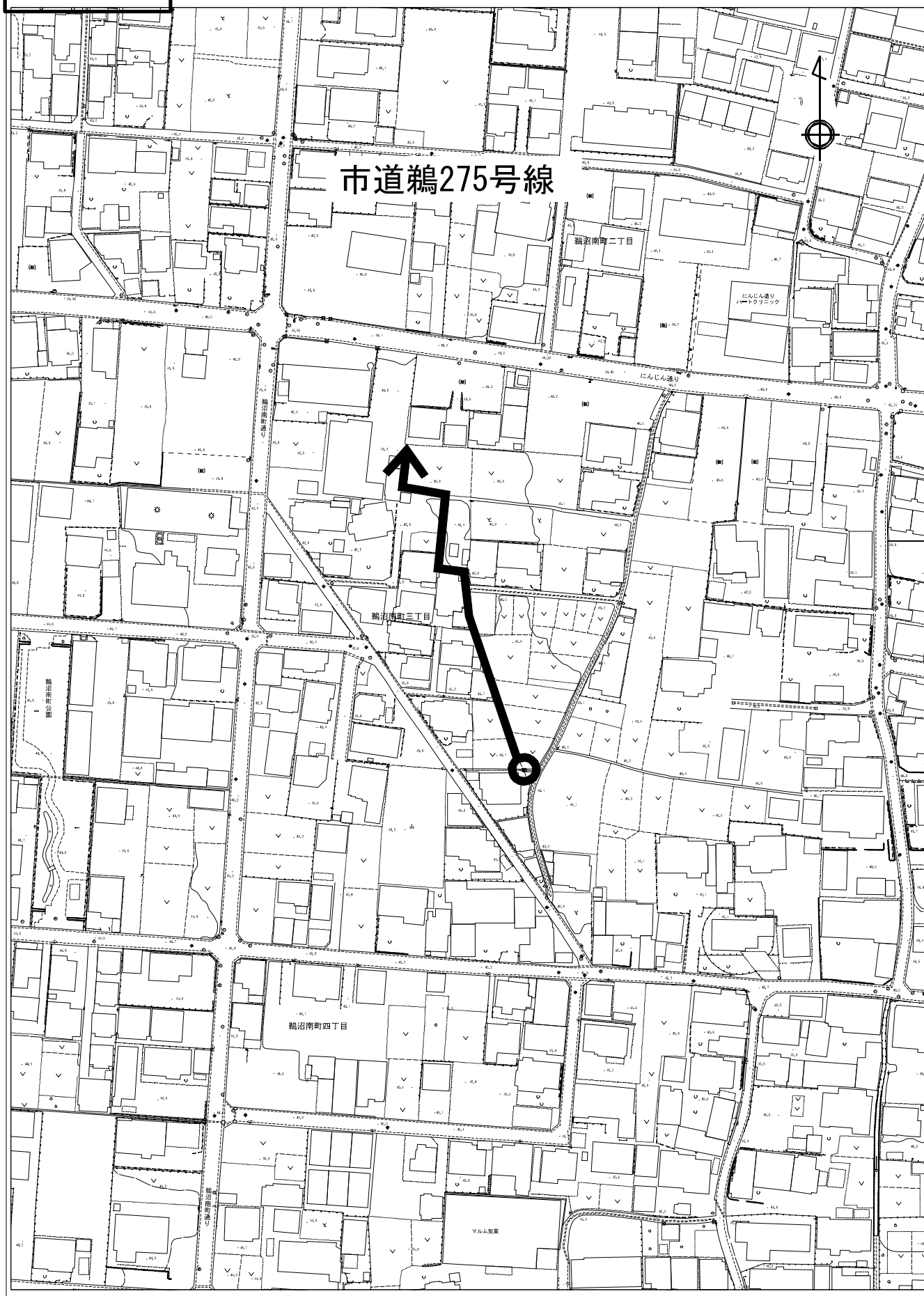
令和 2 年 8 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

犬山東町線バイパス整備事業に伴い、市道を廃止しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 2 7 5 号線	各務原市鵜沼南町 3 丁目 1 7 3 番 地先から	
	各務原市鵜沼南町 3 丁目 2 2 番 地先まで	



議第 7 2 号

各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

各務原市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加前野町※※※※※※※※

氏 名 松 岡 伸 浩

生年月日 昭和 3 8 年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価審査委員会委員松岡伸浩氏の任期が 9 月 3 0 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第 7 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼羽場町※※※※※※※※

氏 名 磯 野 孝 博

生年月日 昭和 2 5 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員勝野武雄氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、その後任の候補者に磯野孝博氏を推薦しようとする。

議第 7 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市須衛町※※※※※※※※※※

氏 名 深 尾 友 一

生年月日 昭和 2 2 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員深尾友一氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 7 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼羽場町※※※※※※※※

氏 名 安 東 節 子

生年月日 昭和 3 4 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員安東節子氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 7 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原大島町※※※※※※※※

氏 名 遠 藤 久 美 子

生年月日 昭和 3 7 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員遠藤久美子氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 7 7 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加吾妻町※※※※※※※※

氏 名 浅 野 清 美

生年月日 昭和 3 2 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員浅野清美氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

